

東京都発達障害者支援体制整備推進事業実施要綱

22 福保障精第 316 号

平成 22 年 7 月 6 日

最終改正 令和 2 年 3 月 31 日付 31 福保障精第 1999 号

第 1 目的

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害児（者）について、発達障害者支援開発事業（平成 19 年度から平成 21 年度まで）による区市町村モデル事業の成果の普及を図り、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害児（者）支援体制の整備を推進することを目的とする。

第 2 事業の内容

(1) 発達障害者支援地域協議会の設置

ア 発達障害者支援地域協議会の設置

都内に保健、医療、福祉、教育及び就労等の関係部局、研究者等の発達障害児（者）に関する学識経験者、当事者団体、親の会、特定非営利活動法人、発達障害者支援センターの管理責任者等の関係者で構成される発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

協議会の設置に当たっては、既存の発達障害に関する各委員会等（教育委員会主体のものを含む。）との密接な連携を図る。

イ 協議会の役割

協議会は、発達障害児（者）支援の取組について、切れ目なく円滑で横断的な支援提供体制の整備が推進されるよう、協議会を構成する保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野の委員により、支援に係る各分野の取組状況等について情報交換・意見交換を行い、支援の取組の現状・課題等に係る情報を広く共有するとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、分野間の緊密な連携を図る。

(2) 専門的人材育成

発達障害児（者）支援機関に従事する専門的人材を育成するため、以下の研修及び講習会を実施する。

ア 発達障害者相談支援研修の実施

区市町村における発達障害児（者）の支援体制整備を推進するため、区市町村の相談支援員やサービス提供事業者に対して、発達障害児（者）支援に必要な体系的・実践的な技術の習得に係る研修を実施する。

イ 医療機関等向け講習会の実施

発達障害に対応可能な医療機関の確保を図り、発達障害児（者）への支援を担う人材を育成するため、医療機関や保健センター等の医療従事者に対して、発達

障害児（者）への対応に係る講習会を実施する。

ウ 成人期発達障害者支援力向上研修の実施

区市町村における成人期発達障害者への支援力を向上させるため、区市町村職員等発達障害者支援に従事する職員のうち中堅職員に対して、成人期発達障害者支援に必要となる、医療等の専門的知識の習得に係る研修を実施する。

第3 実施主体

（１）この事業の実施主体は、東京都とする。ただし、第２の（２）に掲げる事業の全部又は一部を、適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人及び特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。

（２）（１）ただし書の事業を受託した社会福祉法人等は、東京都の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。

なお、この場合には、社会福祉法人等は、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

第4 費用の支弁

事業を受託した者の当該事業に要する経費については、別に東京都と受託者との間で締結する契約により、予算の範囲内で東京都が負担するものとする。

第5 個人情報保護

事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。
また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

第6 実施状況の報告

事業を受託した者は、毎年度の事業実施状況について、別に定める様式により契約期間終了後速やかに、東京都知事（以下「知事」という。）に報告しなければならない。

第7 関係書類の整備等

事業を実施した社会福祉法人等は、事業の内容を明らかにした書類を整備し、事業完了後５年間保管するとともに、知事が必要と認めた場合には、その求めに応じ、提示又は提出しなければならない。

第8 その他

事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成２２年７月６日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日付 28 福保障精第 1876 号）
この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付 31 福保障精第 1999 号）
この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。